

令和 4 年

大和市議会第 4 回定例会議案書



# 目 次

	ページ
議案第 39 号 大和市個人情報保護法の施行等に関する条例について ……………	1
議案第 40 号 地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例について ……………	9
議案第 41 号 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ……………	33
議案第 42 号 大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について ……	35
議案第 43 号 大和州市税条例の一部を改正する条例について ……………	61
議案第 44 号 大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例について ……	63
議案第 45 号 物品購入契約の締結について ……………	65
議案第 46 号 物品購入契約の締結について ……………	66
議案第 47 号 指定管理者の指定について ……………	67
議案第 48 号 指定管理者の指定について ……………	68
議案第 49 号 指定管理者の指定について ……………	69
議案第 50 号 市道路線の認定について (以下、議案第 59 号まで別冊のとおり。)	
議案第 51 号 市道路線の認定について	
議案第 52 号 市道路線の認定について	
議案第 53 号 市道路線の廃止について	
議案第 54 号 市道路線の認定について	
議案第 55 号 市道路線の認定について	
議案第 56 号 市道路線の変更について	
議案第 57 号 令和 4 年度大和市一般会計補正予算 (第 7 号)	
議案第 58 号 令和 4 年度大和市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	
議案第 59 号 令和 4 年度大和市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	



## 議案第 39 号

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例について

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 25 日提出

大和市長 大 木 哲

### 提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が公布されたことに伴い、保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示決定等の期限、大和市個人情報保護審査会の設置その他個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行等に必要な事項を定めたい必要による。

## 大和市個人情報保護法の施行等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行及び大和市個人情報保護審査会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

### (開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する大和市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の設置)

第7条 次に掲げる事務を行うため、本市に、大和市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(3) 大和市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大和市条例第 号。以下「議会条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4) 議会条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに係る事項の諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第8条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷

免することができる。

- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査請求に係る調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会条例第45条第1項の規定により諮問をした議長（以下「諮問庁等」という。）に対し、保有個人情報（諮問庁等が議長である場合にあつては、議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁等は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第10条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条若しくは議会条例第45条第1項に規定する審査請求に係る同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁等をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(その他の諮問に係る調査審議の手続)

第13条 実施機関は、第6条の規定により審査会に諮問しようとするときは、当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項の調査審議に必要な資料を提出しなければならない。

2 審査会は、調査審議をするに当たり必要であると認める場合には、当該諮問をした実施機関に資料の提出を求めること、適当と認める者に審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

3 前2項の規定は、議長による諮問について準用する。この場合において、第1項中「第6条」とあるのは「議会条例第50条」と、「当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項」とあるのは「当該諮問事項」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市個人情報保護条例の廃止)

2 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(大和市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第10条、第12条第2項又は第56条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に掲げる個人情報をみ

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に掲げる実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託業務従事者（以下この号において「旧受託業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧受託業務従事者であった者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第56条第2項に規定する指定管理業務従事者（以下この号において「旧指定管理業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務従事者であった者

4 施行日前に旧条例第17条、第31条第1項若しくは第2項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、これらの決定についての審査請求（この条例の施行の際現にされているものを含む。）に係る旧条例第46条の規定の適用については、同条中「審査会」とあるのは、「大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第 号）第7条に規定する大和市個人情報保護審査会」とする。

5 前項後段の場合においては、第7条第1号中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項又は附則第4項の規定により適用する旧条例第46条第1項」とする。

6 施行日の前日に旧条例第47条に規定する大和市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員であった者は、施行日に、第9条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、当該任命を受けたものとみなされた委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第49条第3項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧保有個人情報（旧条例第2条第6号に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）を含む情報の集合物で、一

定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

9 附則第3項各号に掲げる者が、職務上又はその業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 旧条例第12条第1項に規定する受託業務又は旧条例第56条第1項の公の施設の管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は第9項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

（罰則に関する経過措置）

12 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大和市市営住宅条例等の一部改正）

13 次に掲げる条例の規定中「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

- (1) 大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）第66条第1項
- (2) 大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）第27条第1項
- (3) 大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）第25条第1項
- (4) 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第17条第1項
- (5) 大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）第24条第1項
- (6) 大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号）第27条第1項

- (7) 大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第25条第1項
- (8) 大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第24条第1項
- (9) 大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）第48条第1項
- (10) 大和市営自動車駐車場条例（平成3年大和市条例第12号）第25条第1項
- (11) 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）第23条第1項
- (12) 大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）第20条第1項

1.4 前項第3号及び第7号から第11号までに掲げる条例の規定中「き損」を「毀損」に改める。

（大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正）

1.5 大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「き損」を「毀損」に改め、「並びに当該個人情報に係る開示、訂正、利用の停止等」を削り、「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

議案第40号

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例  
について

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を次の  
ように定める。

令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布されたことに伴い、本市職員の定年の引上げその他所要の改正等を行いたい必要による。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例  
(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市職員の定年等に関する条例(昭和59年大和市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。) (同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めているものに係る当該期限は、当該職員が占めている

管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）第21条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の

他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条に

において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

##### (定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 前項の規定は、病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、適用しない。

##### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思

の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（大和市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 大和市職員の分限に関する条例（昭和31年大和町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「降給」を「降格及び降号」に改め、同条中「降給する」を「降格し、又は降号する」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条において同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により職員が現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用）

2 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の

間、同条中「とする」とあるのは「並びに大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）附則第15項の規定による降給とする」とする。

- 3 第5条第2項の規定は、大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和32年大和町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1日」を「、1日」に、「範囲内で」を「期間、その発令の日に受ける」に改め、「報酬」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例（平成13年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に、「引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」を「引き続き勤務している」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 大和市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」

を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 大和市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第58条の2第1項に規定する職員をいう」を「臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第7条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項中「前項の」の次に「規定の」を加え、同条中第11項を削り、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 60歳を超える職員(規則で定める職員を除く。)に関する第6項の規定の適用に

については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

第7条に次の1項を加える。

- 12 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2の見出し中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）第4条の規定により採用された」に、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「前条第2項及び第11項」を「前条」に、「これら」を「同条」に、「第2条第3項又は第4項」を「第2条第4項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に、「、同条第1項」を「同条第1項」に改める。

第7条の3中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び」を「育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（」に、「している職員（」を「することとなった職員を含む。」に、「第7条第2項、第4項、第6項及び第11項」を「第7条」に、「これら」を「同条」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項及び第14条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に、「（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」と読み替える

もの」を「」と、「その割合に100分の25を加算した割合」とあるのは「100分の125」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師
- (3) 大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 育児短時間勤務職員等に対する附則第15項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

別表第4中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改め、同表右欄中「給料月額」を「基準給料月額」に改める。

別表第5級別基準職務表行政職給料表(1)、3級の項中 「専門的な技術を必要とする主任の職務」を 「専門的な技術を必要とする主任の職務  
副主幹の職務」に改め、同表

消防職給料表、4級の項中「副主幹の職務」を「副主幹の育成指導」

職務主査の職務に改め、同表医療職給料表(2)、5級の項中「科長補」

佐又はセンター長補佐の職務を「科長補佐又はセンター長補佐の職務副主幹の職務」に改め、

同表医療職給料表(3)、4級の項中「看護主任の職務」を

「看護主任の職務  
特に高度の知識経験を必要とする保健師、助産師、看護師又は准看護師の職務」に改め、同表再任用職員給料表の項中

「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する職員(」を「規定する職員及び」に改め、「第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)及び法」を削る。

第4条第1項中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改める。

第5条第1項中「得た者」を「得たもの」に改める。

第5条の2中「10年以内」を「15年以内」に改める。

第5条の4中「10年」を「15年」に改める。

第5条の8第1項中「除く。以下」を「除く。第6条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め

る。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第7項中「まで」の次に「及び附則第13項から第22項まで」を加える。

附則第8項中「第5条の3」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第9項中「第5条」の次に「又は附則第14項」を加える。

附則第10項中「36年」の次に「以上」を加え、「36年6月以下」及び「し、同条例附則第5項中「44年」とあるのは「44年9月」と」を削り、附則に次の10項を加える。

- 13 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の2」とあるのは、「、第5条の2又は附則第13項」とする。
- 14 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の2」とあるのは、「、第5条の2又は附則第14項」とする。
- 15 前2項の規定は、病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額には適用しない。
- 16 大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 17 当分の間、第5条の2の規定の適用については、同条中「定年に達する前15年」とあるのは、「定年（附則第15項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する前10年」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び第5条の2に規定する者（次項において「勸奨退職者等」という。）に対する第5条の4及び第5条の7の

規定の適用については、第5条の4中「定年退職日（大和市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「定年退職日（附則第15項に規定する職員以外の者にあつては60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、同項に規定する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の3月31日とする。）」と、同条の表右欄及び第5条の7の表右欄中「定年」とあるのは、「定年（附則第15項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

19 当分の間、勸奨退職者等（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「から6月前まで」とあるのは、「まで」とする。

附則第15項に規定する職員以外の者	60歳
附則第15項に規定する職員	65歳

20 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者を除く。）及び第5条の2に規定する者に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同項の表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者（次項において「整理退職者等」という。）であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4の表右欄及び第5条の7の表右欄中「100分の2」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

22 当分の間、整理退職者等であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の4及び第5条の

7の規定の適用については、第5条の4の表右欄及び第5条の7の表右欄中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

(大和市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 大和市職員の再任用に関する条例(平成13年大和市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の大和市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の大和市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、年齢60年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第

63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、年齢60年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正等に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に

採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、前条第3項の規定を準用す

る。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第3条第3項の規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第3条第3項の規定を

準用する。

第7条 暫定再任用職員（附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の附則第3条第3項（附則第4条第3項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

2 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（大和市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第5条の規定による改正後の大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第16条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例第2条第3項、第3条、第4条第2項並びに第12条第1項、第4項及び第6項の規定を適用する。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第8条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第15項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は本条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び附則第19条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第7条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条から附則第18条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例別表第4定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例別表第4定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条、第14条、第22条第3項及び第23条第2項第2号の規定を適用する。

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項及び第17条第3項の規定を適用する。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の大和市職員の退職手当

に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「規定する職員」とあるのは「規定する職員（地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。



議案第41号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、市議会議員及び市長等常勤の特別職の職員に係る期末手当  
の支給割合を改定したい必要による。

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の217.5」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の217.5」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第42号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じた本市職員の給与についての改定等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ア 行政職給料表(1)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 154,600	円 234,400	円 306,100	円 359,900	円 362,900	円 408,100
2	155,700	236,000	308,400	361,800	365,500	410,500
3	156,800	237,500	310,600	363,800	367,900	413,000
4	157,900	239,000	312,900	365,700	370,500	415,400
5	158,900	240,300	315,000	367,700	372,400	417,300
6	160,300	241,900	317,100	369,600	374,900	419,600
7	161,600	243,400	319,300	371,600	377,200	421,700
8	162,900	244,900	321,400	373,600	379,700	423,900
9	164,100	246,000	323,300	375,100	382,100	425,900
10	165,600	247,500	325,300	376,900	384,800	428,000
11	167,100	249,000	327,300	378,700	387,400	430,100
12	168,700	250,300	329,300	380,300	390,100	432,200
13	169,800	251,800	331,000	382,100	392,500	433,900
14	171,200	253,000	333,100	383,500	394,800	435,700
15	172,600	254,300	335,100	385,000	397,000	437,700
16	174,000	255,500	337,200	386,600	399,400	439,700
17	175,300	256,800	338,600	388,000	401,200	441,600
18	177,800	258,200	340,500	389,200	403,200	443,400
19	180,300	259,600	342,400	390,400	405,100	445,200
20	182,800	261,100	344,300	391,500	406,900	446,900
21	185,200	262,700	345,900	392,600	408,800	448,700
22	186,900	264,400	347,800	393,800	410,600	450,200
23	188,500	266,000	349,700	395,000	412,400	451,600
24	190,200	267,600	351,500	396,100	414,300	453,100
25	191,700	269,400	353,400	396,800	416,100	454,500
26	193,400	271,200	355,200	397,500	417,600	455,800
27	195,200	272,900	357,000	398,200	419,100	457,100
28	196,900	274,600	358,700	398,900	420,700	458,300
29	198,500	276,200	360,100	399,500	422,300	459,300
30	200,300	277,900	361,400	400,100	423,600	460,000
31	202,100	279,700	362,800	400,600	424,900	460,800
32	203,900	281,200	364,200	401,000	426,100	461,500

33	205,400	282,400	365,500	401,400	427,300	462,200
34	207,200	284,100	366,400	401,700	428,600	463,000
35	209,000	285,700	367,500	402,000	429,900	463,700
36	210,800	287,400	368,600	402,300	431,100	464,300
37	212,400	289,000	369,400	402,600	432,300	464,800
38	214,200	290,700	370,300	402,900	433,100	465,400
39	216,000	292,500	371,200	403,200	433,900	466,000
40	217,800	294,300	372,100	403,500	434,700	466,600
41	219,200	295,800	373,000	403,800	435,300	467,100
42	221,000	297,500	373,800	404,100	436,000	467,600
43	222,700	299,000	374,600	404,400	436,700	468,000
44	224,500	300,600	375,400	404,700	437,400	468,300
45	226,100	302,200	376,100	405,000	438,200	468,600
46	227,800	303,900	376,800	405,300	439,000	
47	229,400	305,500	377,500	405,600	439,400	
48	230,900	307,200	378,200	405,900	440,100	
49	232,200	308,100	378,700	406,100	440,600	
50	233,800	309,600	379,300	406,400	441,000	
51	235,400	311,100	379,900	406,700	441,400	
52	236,900	312,700	380,600	407,000	441,800	
53	237,900	314,300	381,000	407,200	442,200	
54	239,400	315,900	381,700	407,500	442,600	
55	240,700	317,500	382,300	407,800	443,000	
56	241,900	319,000	382,900	408,000	443,300	
57	243,100	320,500	383,300	408,200	443,600	
58	244,100	321,700	383,900	408,500	444,000	
59	245,100	322,900	384,500	408,800	444,300	
60	246,100	324,100	385,100	409,000	444,600	
61	247,200	325,500	385,500	409,200	444,900	
62	248,100	327,500	386,000	409,500		
63	249,000	329,400	386,500	409,800		
64	250,000	331,500	387,100	410,000		
65	250,900	333,400	387,400	410,200		
66	252,200	335,300	387,800			
67	253,400	337,300	388,200			
68	254,700	339,200	388,600			
69	256,000	341,100	388,900			
70	257,400	343,000	389,200			

71	258,600	344,800	389,500			
72	259,800	346,700	389,800			
73	260,900	348,200	390,000			
74	262,100	349,600	390,300			
75	263,400	351,100	390,600			
76	264,500	352,600	390,800			
77	265,600	354,200	391,000			
78	266,600	355,000	391,300			
79	267,800	356,200	391,600			
80	268,900	357,200	391,800			
81	269,900	358,100	392,000			
82	270,900	359,200	392,300			
83	272,000	360,100	392,600			
84	273,100	361,200	392,800			
85	274,000	362,100	393,000			
86	275,000	362,800				
87	275,900	363,500				
88	277,000	364,200				
89	278,100	364,600				
90	279,100	365,200				
91	280,000	365,900				
92	281,000	366,600				
93	281,500	366,900				
94	282,400	367,600				
95	283,100	368,300				
96	284,000	369,000				
97	285,000	369,300				
98	285,800	369,900				
99	286,600	370,600				
100	287,400	371,200				
101	288,200	371,500				
102	288,700	372,100				
103	289,100	372,800				
104	289,600	373,400				
105	289,800	373,800				
106	290,100	374,300				
107	290,300	374,900				
108	290,700	375,400				

109	290,900	375,900				
110	291,100	376,500				
111	291,500	377,000				
112	291,800	377,300				
113	292,100	377,700				
114	292,400	378,200				
115	292,700	378,600				
116	293,100	379,000				
117	293,400	379,400				
118	293,800	379,900				
119	294,100	380,300				
120	294,500	380,700				
121	294,700	381,000				
122	294,900					
123	295,200					
124	295,600					
125	295,800					
126	296,100					
127	296,500					
128	296,900					
129	297,100					
130	297,400					
131	297,800					
132	298,100					
133	298,300					
134	298,600					
135	299,000					
136	299,300					
137	299,500					
138	299,900					
139	300,300					
140	300,600					
141	300,800					
142	301,000					
143	301,300					
144	301,700					
145	301,900					
146	302,100					

147	302,400					
148	302,700					
149	303,100					
150	303,300					
151	303,600					
152	303,900					
153	304,200					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第6初任給基準表1行政職給料表(1)初任給基準表の試験欄の「上級」の区分を適用されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

## イ 行政職給料表(2)

級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 143,600	円 158,900	円 234,400
2	144,500	160,300	236,000
3	145,400	161,600	237,500
4	146,300	162,900	239,000
5	147,300	164,100	240,300
6	148,200	165,600	241,900
7	149,100	167,100	243,400
8	150,100	168,700	244,900
9	151,000	169,800	246,000
10	152,200	171,200	247,500
11	153,400	172,600	249,000
12	154,500	174,000	250,300
13	155,700	175,300	251,800
14	156,900	177,800	253,000
15	158,000	180,300	254,300
16	159,100	182,800	255,500
17	160,300	185,200	256,800
18	161,500	186,900	258,200
19	162,800	188,500	259,600
20	164,200	190,200	261,100
21	165,300	191,700	262,700
22	166,800	193,400	264,400
23	168,200	195,200	266,000
24	169,700	196,900	267,600
25	171,100	198,500	269,400
26	172,900	199,900	271,200
27	174,600	201,400	272,900
28	176,300	202,900	274,600
29	177,800	204,200	276,200
30	179,600	205,500	277,900
31	181,300	206,700	279,700
32	183,300	208,000	281,200

33	185,000	209,300	282,400
34	186,500	210,600	284,100
35	187,900	211,900	285,700
36	189,600	213,200	287,400
37	191,300	214,300	289,000
38	192,900	215,600	290,700
39	194,600	216,900	292,500
40	196,300	218,200	294,300
41	197,800	219,200	295,800
42	199,200	220,300	297,500
43	200,700	221,300	299,000
44	202,200	222,300	300,600
45	203,400	223,300	302,200
46	204,700	224,200	303,900
47	206,000	225,100	305,500
48	207,200	226,000	307,200
49	208,400	226,300	308,100
50	209,700	227,100	309,600
51	211,000	227,800	311,100
52	212,300	228,500	312,700
53	213,400	229,200	314,300
54	214,600	230,000	315,900
55	215,700	230,700	317,500
56	216,400	231,300	319,000
57	216,900	231,900	320,500
58	217,500	232,500	321,700
59	218,600	233,100	322,900
60	219,200	233,800	324,100
61	220,000	237,900	324,800
62	220,400	239,400	325,700
63	221,000	240,700	326,500
64	221,800	241,900	327,300
65	222,400	243,100	328,200
66	223,300	244,100	328,600
67	223,900	245,100	329,300
68	224,700	246,100	330,100
69	225,300	247,200	330,900
70	226,000	248,100	331,600

71	226,700	249,000	332,300
72	227,500	250,000	333,000
73	227,900	250,900	333,400
74		252,200	335,300
75		253,400	337,300
76		254,700	339,200
77		256,000	341,100
78		257,400	343,000
79		258,600	344,800
80		259,800	346,700
81		260,900	348,200
82		262,100	349,600
83		263,400	351,100
84		264,500	352,600
85		265,600	354,200
86		266,600	355,000
87		267,800	356,200
88		268,900	357,200
89		269,900	358,100
90		270,900	359,200
91		272,000	360,100
92		273,100	361,200
93		274,000	362,100
94		275,000	362,800
95		275,900	363,500
96		277,000	364,200
97		278,100	364,600
98		279,100	365,200
99		280,000	365,900
100		281,000	366,600
101		281,500	366,900
102		282,400	367,600
103		283,100	368,300
104		284,000	369,000
105		285,000	369,300
106		285,800	369,900
107		286,600	370,600
108		287,400	371,200

109		288,200	371,500
110		288,700	372,100
111		289,100	372,800
112		289,600	373,400
113		289,800	373,800
114		290,100	374,300
115		290,300	374,900
116		290,700	375,400
117		290,900	375,900
118		291,100	376,500
119		291,500	377,000
120		291,800	377,300
121		292,100	377,700
122			378,200
123			378,600
124			379,000
125			379,400
126			379,900
127			380,300
128			380,700
129			381,000

備考 この表は、技能職員、労務職員及び学校給食員に適用する。

別表第2（第6条関係）

消防職給料表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額						
1	円 174,500	円 215,100	円 273,500	円 319,700	円 353,700	円 372,700	円 397,100
2	176,200	217,100	274,800	321,600	355,700	374,800	399,100
3	178,000	219,100	275,800	323,200	357,700	376,800	401,100
4	179,700	221,100	277,000	324,800	359,800	378,900	403,200
5	181,100	223,100	277,700	326,500	361,500	380,500	404,900
6	183,000	224,900	279,100	328,800	363,500	382,500	407,000
7	184,800	226,900	280,400	330,900	365,300	384,400	409,000
8	186,700	228,800	281,700	333,200	367,400	386,400	411,100
9	188,300	230,900	283,000	335,100	369,100	388,100	412,800
10	190,000	232,700	284,000	337,100	371,100	390,200	414,500
11	191,700	234,500	285,300	339,200	373,100	392,300	416,200
12	193,400	236,300	286,500	341,200	375,100	394,300	417,800
13	195,100	238,100	287,500	343,100	376,900	396,000	419,500
14	197,100	240,000	289,100	345,200	379,000	398,000	421,100
15	199,100	241,900	290,800	347,100	381,100	400,100	422,500
16	201,100	243,800	292,400	349,100	383,100	402,200	424,000
17	203,200	245,300	294,300	350,900	385,000	403,700	425,300
18	205,300	247,100	296,200	353,000	387,100	405,500	426,700
19	207,600	248,900	297,900	354,800	389,200	407,200	428,200
20	209,900	250,700	299,700	356,900	391,100	408,900	429,800
21	214,900	252,300	301,300	358,300	392,800	410,600	431,100
22	216,700	253,600	303,000	360,300	394,300	412,100	432,800
23	218,500	254,800	304,800	362,200	395,600	413,700	434,500
24	220,300	256,100	306,500	364,300	397,000	415,200	436,100
25	222,200	257,300	308,200	366,200	398,200	416,500	437,500
26	223,900	258,500	309,800	368,300	399,300	418,000	439,200
27	225,800	259,800	311,600	370,300	400,300	419,500	440,900
28	227,600	260,900	313,100	372,300	401,300	421,000	442,500
29	229,300	261,800	314,500	374,300	402,500	422,500	443,900
30	231,100	262,800	316,000	376,400	403,700	423,800	444,600
31	232,900	264,000	317,700	378,500	404,800	425,100	445,300
32	234,700	265,000	319,400	380,500	406,000	426,300	446,000

33	236,300	265,500	321,100	382,200	407,300	427,300	446,400
34	238,000	266,700	323,000	383,900	408,100	428,000	447,000
35	239,700	267,700	324,900	385,500	408,900	428,800	447,700
36	241,300	268,700	326,700	387,200	409,600	429,600	448,300
37	242,500	269,500	328,100	388,600	410,100	430,100	449,100
38	244,300	270,400	329,700	389,600	410,800	430,500	449,800
39	246,100	271,400	331,100	390,600	411,500	430,900	450,300
40	247,900	272,200	332,800	391,600	412,100	431,200	450,800
41	249,300	273,200	334,300	392,900	412,800	431,500	451,300
42	250,800	274,300	336,000	394,000	413,200	431,900	
43	252,100	275,300	337,600	395,100	413,800	432,200	
44	253,500	276,100	339,400	396,300	414,400	432,500	
45	254,700	277,200	340,300	397,600	414,800	432,800	
46	256,000	278,600	342,000	398,400	415,400	433,100	
47	257,200	279,900	343,600	399,200	415,900	433,400	
48	258,200	281,300	345,200	399,900	416,400	433,700	
49	259,200	283,000	346,800	400,400	416,900	434,000	
50	260,300	284,700	348,500	401,100	417,500	434,300	
51	261,300	286,200	350,200	401,800	417,900	434,600	
52	262,300	287,600	351,900	402,500	418,400	434,900	
53	262,900	289,000	353,500	402,800	418,800	435,200	
54	264,000	290,600	355,100	403,500	419,100	435,500	
55	264,900	292,200	356,700	404,200	419,400	435,800	
56	266,000	293,700	358,300	404,800	419,700	436,100	
57	266,800	295,100	359,500	405,200	420,000	436,300	
58	267,800	296,700	360,900	405,700	420,300	436,600	
59	268,800	298,400	362,200	406,300	420,600	436,900	
60	269,700	300,000	363,600	406,800	420,900	437,200	
61	270,700	301,400	364,800	407,300	421,100	437,400	
62	271,400	303,000	366,000	407,700	421,400	437,700	
63	272,400	304,600	367,300	408,200	421,700	438,000	
64	273,300	306,100	368,600	408,700	422,000	438,300	
65	274,300	307,400	369,900	409,200	422,200	438,500	
66	275,800	309,100	371,100	409,700	422,500	438,800	
67	277,000	310,500	372,300	410,300	422,800	439,100	
68	278,400	312,200	373,500	410,800	423,000	439,400	
69	279,900	313,600	374,700	411,200	423,200	439,600	
70		315,000	375,900	411,800	423,500	439,900	

71		316,300	377,000	412,300	423,800	440,200	
72		317,800	378,200	412,500	424,000	440,500	
73		318,500	379,300	412,800	424,200	440,700	
74		320,100	379,900	413,300	424,500		
75		321,600	380,400	413,600	424,800		
76		323,300	381,000	413,900	425,000		
77		325,100	381,600	414,200	425,200		
78		326,800	382,200	414,600			
79		328,400	382,800	415,000			
80		330,000	383,400	415,400			
81		331,700	383,700	415,700			
82		333,400	384,200				
83		335,000	384,800				
84		336,700	385,300				
85		338,100	385,700				
86			386,100				
87			386,700				
88			387,200				
89			387,600				
90			388,100				
91			388,700				
92			389,200				
93			389,500				
94			389,900				
95			390,400				
96			390,700				
97			391,000				
98			391,500				
99			392,000				
100			392,500				
101			392,800				
102			393,300				
103			393,800				
104			394,300				
105			394,600				
106			395,100				
107			395,600				
108			396,100				

109			396,500				
110			397,000				
111			397,400				
112			397,900				
113			398,300				

備考 この表は、消防長（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）及び消防吏員に適用する。

別表第3（第6条関係）

ア 医療職給料表(1)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 309,300	円 338,400	円 400,400	円 471,700	円 566,500	円 706,000
2	312,800	341,400	403,300	474,000	569,600	
3	316,300	344,200	405,900	476,200	572,700	
4	319,800	347,100	408,600	478,500	575,800	
5	323,400	349,800	411,000	480,700	578,700	
6	327,100	352,800	413,300	482,900	581,100	
7	330,500	355,900	415,400	485,100	583,500	
8	333,800	358,700	417,300	487,300	585,900	
9	337,300	361,100	419,500	489,300	588,100	
10	339,800	363,700	422,200	491,400	589,600	
11	342,400	366,400	424,800	493,500	591,100	
12	344,700	369,200	427,500	495,600	592,600	
13	347,100	372,100	429,900	497,700	594,100	
14	348,900	375,600	432,400	499,800	595,200	
15	350,700	378,600	434,800	501,900	596,300	
16	352,700	382,200	437,300	504,000	597,200	
17	354,900	385,600	439,300	506,100	598,400	
18	357,200	388,300	441,700	508,100	599,400	
19	359,300	390,800	444,000	510,100	600,400	
20	361,600	393,400	446,400	512,100	601,400	
21	363,700	396,100	447,900	513,900	602,400	
22	366,100	398,300	450,300	515,700		
23	368,300	400,200	452,600	517,600		
24	370,300	401,800	454,900	519,500		
25	372,500	403,800	456,900	521,200		
26	373,500	406,100	459,200	523,000		
27	374,300	408,300	461,400	524,800		
28	375,000	410,600	463,700	526,600		
29	376,200	412,900	465,800	528,200		
30	377,600	415,000	468,100	530,000		
31	379,100	417,000	470,400	531,800		
32	380,600	419,100	472,600	533,600		

33	381,700	421,000	474,600	535,200		
34	382,700	422,800	476,700	537,000		
35	383,700	424,600	478,800	538,700		
36	384,500	426,600	480,900	540,500		
37	385,400	428,500	483,000	542,100		
38	386,300	430,500	484,800	543,700		
39	387,000	432,400	486,600	545,100		
40	387,900	434,400	488,400	546,700		
41	388,600	436,200	490,100	548,200		
42	389,500	438,000	491,900	549,600		
43	390,300	439,700	493,700	551,000		
44	391,100	441,500	495,500	552,300		
45	391,600	443,300	497,100	553,500		
46	392,100	445,100	498,800	554,500		
47	392,500	446,900	500,600	555,500		
48	393,000	448,600	502,400	556,500		
49	393,300	450,400	504,000	557,500		
50		452,100	505,300	558,400		
51		453,900	506,600	559,300		
52		455,700	507,900	560,200		
53		457,600	508,900	561,000		
54		458,800	510,200	561,900		
55		460,000	511,500	562,800		
56		461,200	512,800	563,700		
57		462,400	513,800	564,600		
58		463,400	514,600	565,500		
59		464,400	515,400	566,400		
60		465,400	516,200	567,100		
61		466,200	517,100	568,000		
62		466,900	517,900	568,900		
63		467,600	518,800	569,800		
64		468,300	519,600	570,700		
65		469,000	520,500	571,600		
66		469,700	521,400			
67		470,400	522,100			
68		471,000	523,000			
69		471,300	523,900			
70		472,000	524,700			

71		472,700	525,600			
72		473,400	526,500			
73		473,800	527,300			
74		474,400	528,200			
75		475,100	529,100			
76		475,800	529,800			
77		476,200	530,600			
78		476,800	531,500			
79		477,400	532,400			
80		477,900	533,300			
81		478,500	534,100			
82		479,000	535,000			
83		479,500	535,900			
84		480,000	536,800			
85		480,400	537,600			
86		481,000	538,500			
87		481,400	539,400			
88		481,900	540,300			
89		482,400	541,100			
90		483,000				
91		483,600				
92		484,000				
93		484,500				
94		485,100				
95		485,700				
96		486,300				
97		486,800				

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

## イ 医療職給料表(2)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 191,500	円 226,800	円 252,400	円 282,100	円 327,000	円 371,100
2	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
3	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
4	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
5	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
6	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
7	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
8	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
9	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
10	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
11	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
12	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
13	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
14	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
15	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
16	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
17	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
18	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
19	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
20	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
21	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
22	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
23	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
24	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
25	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
26	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200

34	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	278,700	316,300	338,600	379,600		
70		317,000	339,100	380,100		
71		317,700	339,700	380,600		

72		318,300	340,300	381,100		
73		319,000	340,600	381,700		
74		319,200	341,200	382,200		
75		319,800	341,700	382,800		
76		320,400	342,300	383,400		
77		321,000	342,800	383,900		
78		321,500	343,300	384,400		
79		322,000	343,800	384,900		
80		322,500	344,200	385,400		
81		323,100	344,500	385,700		
82			344,800	386,200		
83			345,200	386,600		
84			345,500	387,000		
85			346,000	387,400		
86			346,300			
87			346,600			
88			346,900			
89			347,300			
90			347,600			
91			348,000			
92			348,300			
93			348,700			
94			349,000			
95			349,300			
96			349,600			
97			349,900			

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の医療技術員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 197,000	円 243,600	円 265,700	円 288,400	円 330,100	円 374,100
2	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100

34	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	288,500	325,900	351,100	382,700		

72	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	315,000	348,400	366,400			
95	315,700	349,100	366,800			
96	316,300	349,700	367,100			
97	317,000	350,100	367,700			
98	317,300	350,500	368,200			
99	317,900	351,000	368,700			
100	318,600	351,400	369,200			
101	319,000	351,900	369,800			
102	319,600					
103	320,200					
104	320,800					
105	321,200					
106	321,700					
107	322,200					
108	322,700					
109	323,100					

110	323,500					
111	323,800					
112	324,100					
113	324,500					

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表第1号中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」に改める。

第4条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和市一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第43号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第5号及び第6号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第7号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第8号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第9号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第10号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和市市税条例附則第13項第2号の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第44号

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例について

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、小児医療費助成の所得制限を廃止する改正等を行いたい必要による。

## 大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とする。

第3条第1項中「小児を養育している者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（婚姻の届出をしていないが、当該小児の母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は母（婚姻の届出をしていないが、当該小児の父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（当該父及び母が共にこれに該当するときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者とする。）
- (2) 父及び母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

第3条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条中「規則の」を「規則で」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた小児の医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第45号

物品購入契約の締結について

令和4年度教育用端末機等購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市福田2600番地19  
株式会社有隣堂 大和営業所  
所長 小室裕章
- 3 契約金額 85,509,160円
- 4 納入場所 大和市中心林間九丁目54番1号  
大和市立中央林間小学校ほか27校

令和4年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

令和4年度教育用端末機等を購入したい必要による。

議案第46号

物品購入契約の締結について

令和4年度大型提示装置等購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市福田2600番地19  
株式会社有隣堂 大和営業所  
所長 小室裕章
- 3 契約金額 49,416,290円
- 4 納入場所 大和市中心林間九丁目54番1号  
大和市立中央林間小学校ほか27校

令和4年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

令和4年度大型提示装置等を購入したい必要による。

## 議案第47号

### 指定管理者の指定について

大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）第3条に規定する市営住宅及び共同施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 市営住宅及び共同施設
- 2 指定管理者の名称 一般社団法人かながわ土地建物保全協会
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

### 提案理由

市営住宅及び共同施設の指定管理者を指定したい必要による。

議案第48号

指定管理者の指定について

大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号）第2条に規定する大和市子育て支援施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市子育て支援施設
- 2 指定管理者の名称 株式会社モード・プランニング・ジャパン
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市子育て支援施設の指定管理者を指定したい必要による。

## 議案第49号

### 指定管理者の指定について

大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第2条に規定する大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市まごころ地域福祉センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人敬愛会
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
令和4年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

### 提案理由

大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者を指定したい必要による。